

地方税法等の一部を改正する法律 新旧対照条文（抜粋）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人（以下この号において「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する不動産（第四号の四に該当するものを除く。） 、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の学校又は同法第二百二十四条の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する不動産、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する不動産（同号に該当するものを除く。）及び公益社団法人若しくは公益財団法人で職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条の規定による認定職業訓練を行うことを目的とするもの又は職業訓練法人で政令で定めるもの若しくは都道府県職業能力開発協会がその職業訓練施設において直接職業訓練の用に</p>	<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人（以下この号において「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する不動産 、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の学校又は同法第二百二十四条の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する不動産、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する不動産 及び公益社団法人若しくは公益財団法人で職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条の規定による認定職業訓練を行うことを目的とするもの又は職業訓練法人で政令で定めるもの若しくは都道府県職業能力開発協会がその職業訓練施設において直接職業訓練の用に</p>

供する不動産並びに公益社団法人又は公益財団法人がその設置する図書館において直接その用に供する不動産及び公益社団法人若しくは公益財団法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する不動産

三の二 略

四 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。次号から第四号の八まで

において同じ。）が生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第六条の第三十項に規定する小規模保育事業の用に供する不動産

四の三 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設の用に供する不動産で政令で定めるもの（次号に該当するものを除く。）

四の四 学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園の用に供する不動産

四の五 略

四の六 社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設の用に供する不動産

四の七 社会福祉法人その他政令で定める者が介護保険法第一百五十五条の

供する不動産並びに公益社団法人又は公益財団法人がその設置する図書館において直接その用に供する不動産及び公益社団法人若しくは公益財団法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する不動産

三の二 略

四 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。次号から第四号の四まで及び

第四号の七において同じ。）が生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の三 略

四の四 社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十二項に規定する障害者支援施設の用に供する不動産

四の五及び四の六 削除

四十六第一項に規定する包括的支援事業の用に供する不動産

四の八 第四号から前号 までに掲げる不動産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の九 略

五 第三号の二から第四号の八までに掲げる不動産

産のほか、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

六 二十 略

二十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十四条第一項第一号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地

二十二 二十 略

二十九 削除

四の七 第四号から第四号の四までに掲げる不動産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の八 略

四の九 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。）その他政令で定める者が介護保険法第一百五十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業の用に供する不動産

五 第三号の二から第四号の四まで、第四号の七及び前号に掲げる不動産

産のほか、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

六 二十 略

二十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項第二号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十四条第一項第一号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地

二十二 二十 略

二十九 独立行政法人日本万国博覧会記念機構が独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百二十五号）第十条第一号に規

三十〇三十七 略

三十八 特定建設線（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十七号）第四条第一項に規定する基本計画に定められた同項に規定する建設線のうち政令で定めるものをいう。）の同法第六条第一項に規定する建設主体として同項の規定により国土交通大臣が指名した法人が同法第九条第一項の規定による国土交通大臣の認可を受けた当該特定建設線の工事実施計画に係る同法第二条に規定する新幹線鉄道の鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設の用に供する不動産で政令で定めるもの

2及び3 略

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一〇十七 略

十八 第一条中地方税法第七十三条の四第一項の改正規定（同項第四号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分、同項第二十一号及び第二十九号に係る部分並びに同項に一号を加える部分を除く。）、同法第三百四十八条第二項の改正規定（同項第二号の五に係る部分、同項第十号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分及び同項中第十八号を削り、第十七号の二を第十八

定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

三十〇三十七 略

2及び3 略

号とする部分を除く。)及び同法第七百一条の三十四第三項の改正規定(同項第十号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分を除く。)並びに附則第十二条第二項及び第十六条第三項の規定(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日

(不動産取得税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。